

介護人材定着化研修事業委託業務 企画競争契約候補者選定指針

1 目的

この指針は、介護人材定着化研修事業企画競争実施委員会設置要綱（平成 30 年 3 月 30 日高齢福祉担当局長決裁。以下「要綱」という。）第 1 条の規定に基づき、札幌市が実施する介護人材定着化研修事業を委託する契約候補者の選定に関する事項を定めるものとする。

2 選定手順

(1) 一次（書類）審査

提出された企画提案書等の書類のみの評価を行う。なお、企画提案者が 4 者以下の場合は一次審査を省略する。

(2) 二次（ヒアリング）審査

上記(1)の評点に基づき、上位 4 者の企画提案者によるプレゼンテーション及び企画提案者に対するヒアリングを実施後、その内容を踏まえ、企画提案書等の評価を行う。

(3) 契約候補者の選定

上記(2)の評点に基づき、契約候補者を選定する。

3 評価方法

介護人材定着化研修事業企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）の委員により、本業務に係る「提案説明書」、「仕様書」及び本指針に基づき、企画提案書等の内容を審査し、採点を行う。

(1) 評価基準

別紙「評価基準表」のとおりとする。

(2) 採点

1 つの企画提案につき、実施委員会の各委員が評価基準表の 5 項目について 70 点満点で採点し、各委員の採点の合計を評点とする。

なお、各項目の採点基準は下表のとおりとする。

採点基準	点数（10 点満点の項目）	点数（20 点満点の項目）
特に優れている	10 点	20 点
優れている	8 点	16 点
普通	6 点	12 点
やや不十分	4 点	8 点
不十分	2 点	4 点

(3) 最低基準点

評点の満点（70 点×委員数）の 60% を最低基準点とする。

4 契約候補者の選定について

(1) 契約候補者の選定

評点が最低基準点以上の者のうち、最も高い評点を得た者を契約候補者として選定する。

(2) 同点の場合

評価基準表の項目「1 事業理解度に対する評価」の合計点が最も高い者を原則、契約候補者として選定する。

なお、上記項目の合計点についても同点である場合は実施委員会で協議の上、契約候補者を選定する。

(3) 二次審査における企画提案者が1者のみであった場合

評点が最低基準点以上であった場合には契約候補者として選定する。

評価基準表

評価項目及び評価の観点	配点
1 事業理解度に対する評価	
<p>○ 事業の目的を十分に理解し、提案に反映させているか。</p> <p>目的 介護事業所における働きやすい職場づくり及び従業員の資質向上を促すこと。</p>	20 点
2 個別事業内容の評価	
<p>(1) 人材定着化研修の企画、実施</p> <p>○ 研修の内容は働きやすい職場づくり及び従業員の資質向上を促し、介護職員の職場定着と離職防止を図る上で効果的なものになっているか。</p> <p>○ 介護人材定着に関するふさわしい講師を選定しているか。</p> <p>○ 会場の選定、開催時期等に妥当性はあるか。</p>	20 点
<p>(2) 介護職員等交流研修会の企画、実施</p> <p>○ 他の事業所で行われている取り組みを事業所運営の改善に効果的に活かせる提案となっているか。</p> <p>○ 他の事業所の職員と深く交流でき、介護業界内のネットワーク構築を効果的に支援する提案となっているか。</p> <p>○ 会場の選定、開催時期等に妥当性はあるか。</p>	10 点
<p>(3) 追加事業の企画、実施</p> <p>○ 上記(1)、(2)以外で介護人材定着に寄与する業務を実現性の高い内容で提案しているか。</p>	10 点
3 業務遂行能力の評価	
<p>○ 類似業務の実績はあるか。</p> <p>○ 事業全体のスケジュールに妥当性はあるか。</p> <p>○ 事業を実施する上での十分な人員体制が確保されているか。</p>	10 点
合計（委員 1 名の満点）	70 点